

薬円台 Fun☆Fan フレンズ規約

第1章 名称

第1条 本会は薬円台 Fun☆Fan フレンズといい事務所を同校内に置く。（船橋市薬円台 4-5-1）

第2章 目的

第2条 本会は次の諸事項を目的とする。

1. 学校、家庭及び社会における児童の福祉増進に関する事項を推進する。
2. 学校と家庭の関係を緊密にして、児童育成に努力する。
3. 学校の教育的環境の整備並びに教育の研究調査をし、これをもって教育内容の充実を図る。
4. 社会教育及び地域社会の文化向上に関する事業をする。
5. その他本校教育のため必要と認められた事業をする。

第3章 方針

第3条 本会は非営利的、非宗教的、非政党的であって教育を主とする民主的団体として自主的に活動する。

第4条 本会は学校と連絡を密にし、教育活動を支えるが学校の人事や管理に干渉しない。

第5条 本会は学校財政及び教員の給与に関して直接の責任を負うものではない。

第6条 本会は教育予算の充実を図るために努力する。

第7条 本会は第2条の目的に合致するような他の団体や機関と密接な協力をするがその支配・統制・干渉は受けない。

第4章 会員

第8条 本会の会員は本校に在籍する児童の保護者（又はこれに代わる者）及び本校の教職員をもって構成することとし、入会は自由意志とする。入会した場合、会員期間は原則卒業までとする。

第9条 本会の退会は下記の通りとする。

- ・任意退会：自由意志によって退会する者は退会届を提出する。
- ・自動退会：子の卒業や転校または勤務校の異動によって会員資格を失う者は会員資格の消失をもって退会とする。

第5章 会費

第10条 本会の経費は会費をもってあてる。

第11条 会費は一世帯当たり年額 1500 円とし、変更については総会の承認を得なければならない。

第12条 本会の会計は総会で決議された予算に基づいて行われる。

第13条 本会の予算は役員会の議を経て年度の途中で補正することができる。

第14条 本会の会計は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第15条 退会時には支払い済みの会費は返金されない。

第6章 役員

第16条 本会に次の役員を置く。

代表：1名 副代表：3名 学校代表（校長・教頭） 会計：2名 書記：2名
選考員：2名 会計監査：2名

但し、必要のある場合は役員会の承認を得て、人数を変更できる。

第17条 代表は本会を代表し会務の全てを統括する。

第18条 副代表は代表を補佐し、代表が緊急不在の際は代行する。

第19条 会計は総会で決定した予算及び役員会で補正した予算に基づいて、一切の会計を処理し、総会に決算報告をする。

第20条 書記はこの会の庶務一般を担当し会議の議事を記録整理し、その処理にあたる。

第21条 会計監査は会計事務を監査し総会に報告する。

第22条 選考員は役員の選出を行う。

第23条 校長・教頭は本会と学校運営についての調整のための全ての会議に出席して意見を述べることができる。

第7章 本部役員の選出及び任期

第24条 代表、副代表、会計、書記及び会計監査(年2回)、選考員は、選考員により推薦され、総会の承認を受ける。

第25条 役員の任期は2年とし再選を妨げない。

任期満了といえども、後任決定まで引き続き任務を行うものとする。

第8章 機関

第26条 本会に下記の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会

第9章 組織と任務

第27条 総会は最高の決議機関として年1回開催する。

開催方法は代表の判断で決定することができる。

総会は、会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立する。但し、会員の3分の2以上の要求、及び代表が必要と認めた場合は臨時総会を開催することができる。

第28条 総会は下記事項を審議決定する。

1. 活動報告
2. 予算及び決算
3. 役員の選任
4. 規約の改正
5. その他重要事項

《 役 員 会 》

第 29 条 代表・副代表はこの会の執行機関である。

第 30 条 役員の任務は次の通りとする。

1. 総会に提出する議案の審議
2. 予算案の編成及び審議
3. 決算書の作成
4. 各会の連絡調整
5. 役員の選出
6. その他緊急事項の処理

第 10 章 慶弔規定

- 第 31 条
- | | | |
|--------|----------------|--------|
| 1. 弔慰金 | 児童及び会員 | 5000 円 |
| 2. 弔慰金 | 教職員の配偶者及び子ども | 5000 円 |
| 3. その他 | 特別な場合は役員会で決める。 | |

第 11 章 設立年月

第 32 条 本会の設立年月日は 令和 7 年 4 月 15 日とする。